

**原子炉安全専門審査会第14回原子炉安全基本部会・
核燃料安全専門審査会第8回核燃料安全基本部会の審議結果報告**

令和5年9月20日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和5年8月25日に開催された原子炉安全専門審査会第14回原子炉安全基本部会・核燃料安全専門審査会第8回核燃料安全基本部会の結果概要について、別紙のとおり、報告するものである。

〔附属資料一覧〕

別紙 第14回原子炉安全基本部会・第8回核燃料安全基本部会の審議結果報告
参考 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項

第14回原子炉安全基本部会・第8回核燃料安全基本部会の 審議結果報告

1. 開催日：令和5年8月25日(金)13:00～15:30

2. 出席者：

原子炉安全専門審査会 原子炉安全基本部会

関村 直人 部会長、中島 健 部会長代理

審査委員

内山 眞幸、勝田 忠広、神田 玲子、高田 毅士、高橋 信、永井 康介、長崎 晋也、久田 嘉章、芳原 新也、松尾 亜紀子、山路 哲史、吉田 浩子、吉橋 幸子、米岡 優子

(敬称略)

核燃料安全専門審査会 核燃料安全基本部会

山本 章夫 部会長、高木 郁二 部会長代理

審査委員

宇根崎 博信、勝田 忠広、桐島 陽、黒崎 健、斉藤 拓巳、角 美奈子、高田 毅士、中村 武彦、久田 嘉章、松尾 亜紀子、吉田 浩子、吉橋 幸子

(敬称略)

原子力規制庁

市村原子力規制技監、金城審議官、黒川原子力規制企画課長、渡邊安全規制管理官(実用炉審査担当)、武山検査監督総括課長、佐々木企画調整官、小嶋統括技術研究調査官 等

3. 議題

- (1) 発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について
- (2) 原子力規制検査について
- (3) 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について
- (4) その他

4. 主な審議事項

(1) 発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について

原子力規制庁から、資料に基づき、令和5年4月25日第13回原子炉安全基本部会・第7回核燃料安全基本部会における安全性向上評価届出の制度のあり方や運用の見直しに関する議論を再整理した論点を説明した。

また、高経年化した原子炉の安全規制の強化を行った法改正(本年6月に成立)の検討過程において、非物理的な劣化(仮に「設計の古さ」と呼称)への対応について、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項となっている安全性向上評価の制度のあり方や運用の見直しの中で検討する旨の方針が示されたため、論点として追加し、ご議論いただくことを説明した後、審議があった。

(審査委員からの主なコメントと原子力規制庁からの回答)

<論点1 安全性向上評価の担うべき役割>

- 原子力規制庁は、安全性向上評価制度を自主的なものから強制力を伴うものに移行したいと考えているのか。【高木審査委員】
 - ➔ そうではなく、現行の枠組みの中で、やった方がよい事項を議論していただくことが我々としては有難い。【黒川課長】
- 審査や検査等の規制の各機能の重複という点だが、それぞれの制度が異なる視点からアプローチするのであれば、多角的な分析につながるというメリットがある。検査等の各取組において、どういう視点で原子力安全を向上していくのかということが重要。また、機能の重複というより、見逃されている視点がないかという認識で、結果的に効率化が行われて、なおかつ、機能向上を達成するようなアプローチにするために、原子力規制庁、事業者双方において細かい整理が必要。【宇根崎審査委員】
- 安全性向上評価や長期施設管理計画の重複を考える際に、日本語の「劣化」という言葉はまとめ過ぎているので、施設の deterioration(劣化)から原子炉自体の性能が低下しているのか、それとも、obsolescence(旧式化)から Lack of view(視点の欠如)や change of view(視点の変化)が明確になって、理想的な性能との間に差分が出てくるのかといったところはきちんと整理をして、共通認識を作っていくことが重要。このような整理により、どの変化を長期施設管理計画で見るのか、あるいは、安全性向上評価で見るべきなのかという議論ができる。抽出する差分という言葉について、具体的にどういう階層の差分で見えていくのかを明確化するべき。【芳原審査委員】
 - ➔ 現行の炉と最新の炉を比較すれば、当然設備の違いはあるが、その違いがどういう思想に基づくのかをうまく抽出できれば良いと考えている。東京電力福島第一原子力発電所事故では、非常用ディーゼル発電機が水没する可能性のある地下に置かれていたが、その設計思想は古かったので改めたという例がある。どういう設計思想の違いでそのようになっているのかを見出し、今の時代、認められないだろうというところにたどり着くのが一つパターンかと思う。【黒川課長】
- 今回の議論における重要なポイントは、一つが安全性向上評価届出とバックフィットの関係の整理で、届出でいろいろ評価されたものの一部が、バックフィットやガイドライン等の改正を通じて審査側に反映されると理解。もう一つのポイントは、安全性向上評価届

出と長期施設管理計画の認可の関係の整理で、PSR という観点から非常に似たところがあり、お互いに共有できるところがあると思っているが、制度上の包含関係は明確化させたほうが良い。技術的にはかなり共通のところがあるので、作業の重複を防ぐため、両者の関係を整理し、認識を共通にしておく必要がある。【山本部会長】

→ 安全性向上評価とその他の規制制度は基本的に独立をしてそれぞれの制度の中ですでに措置されているので、長期施設管理計画の中に書くようなものを安全性向上評価の中に書くことはあまり意味がないのではないか。【黒川課長】

- 規制基準の体系の中で、決定論的な観点で炉が審査され、稼働をしたものに対して安全性向上評価制度の届出を事業者が行うという仕組みになっている。さらにリスクインフォームドでパフォーマンスベースな検査制度が導入されてきた。これらをどのように整理していくと効果的な安全性の向上につながるのかという点も含め、検討が必要。

また、事業者自らが安全性を向上させていこうとする多様な考え方の受け皿として、安全性向上評価届出制度は極めて有効に機能できるであろう。それに加えて、長期施設管理計画の認可はこれから詳細が詰められようとしているなど、他制度との境界が動くということも考えられる。こういった観点で重複や足りない点を整理しておくことは非常に重要。【関村部会長】

< 論点2 個別の見直し事項 >

- 日本の安全性向上評価は、1年ごとに施設の状況を分析してそれを出すという米国と、10年ごとに安全性をレビューするというフランスの中間に位置している印象を持った。安全性向上評価は、向上という言葉が入っているという都合上、どちらかというフランス寄りなのかもしれないし、一方、四国電力の資料(参考資料7)を見ると、提出される資料自体は比較的アメリカに近いという印象がある。届出時期に関して、定期自主検査プラス3か月の16か月という頻度で行っているが、ある程度、向上あるいは差分を見て、プランを立ててアクションを取ることを考えていくと、もう少し中期的な取組まで拾えるような頻度でもいいのではないか。【齊藤審査委員】
- 説明資料の話は、規制基準適合の審査のフレームワークややり方と密接に関係すると思う。事務局から簡素化、合理化、集約化という三つのキーワードを挙げられたが、重要なものはきっちり評価し、重要でないものはそこそこというような、重点化・差別化の観点を加えてほしい。【高田審査委員】
- 説明資料は誰が見るものか。一般の人に説明するには、量も文字も多く、わかりづらい。資料を集めるのは良いとして、専門家ではない人にも分かりやすいというような形で見せたら良いのでは。【黒崎審査委員】
- 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲は、かなりの部分が設置変更許可申請書、あるいはその説明資料、添付資料とかぶるところがあると思うが、可能な限り参照のような形で省力化をして、その場合はガイドの書き方を変える形になると思うが、できる限りドキュメント作りではなく、物をきちんと見るという重要なところに注力できるようにアップデートをしていただきたい。【芳原審査委員】
- 安全性向上評価制度が、規制要求を越えて、全体を含めて事業者が自分たちの状況を評価し、追加でやるべきところを明らかにしていって進めるものだとして理解すると、フラ

ンスの PSR に近いような周期も考えられるのではないか。具体的な届出単位や届出時期を議論する際、事業者の意見をきちんと聞いた上で考えたい。【中村武審査委員】

- 頻度についても事業者の意見を聞いておくと検討しやすいのではないか。また、重複をできるだけ削ることと、分かりやすい説明や資料とは、別々で議論したほうが良い。資料の重複を避けるという方向は問題ないが、それを簡素化して分かりやすくすると、かえって分かりにくくなる。誰がどう説明する、どう使ってもらおうという、事業者における使い方を決めておかないと説明資料としての議論はしにくい、時間がかかると思うので、簡略化、重点化を先に議論するほうがやりやすいのではないか。【高木審査委員】
- 届出単位について、現時点で稼働している PWR を念頭に議論しているが、BWR は一つの発電所の中に別の炉型が含まれる。届出の単位を原子炉単位と発電所単位で二分するのではなく、例えば複数原子炉単位というのも考える必要があるのではないか。【山本部会長】
- どういう設計上の共通点があればまとめて出せるのかという点について明確に事業者が示すとともに、規制の立場からも、こうあるべきじゃないかということを示す必要がある。論点 3 の設計の古さも、設計がどういう段階で行われたかということや、ソフト的、ハード的にどう類型化していくべきかが非常に重要。【関村部会長】
- 米国は個々のプラントごとに要求される事項が異なっているため、FSAR という概念は有効だが、日本の場合、規制基準に適合したものというのは、ある意味では一律の部分もあるという点を考えなければならない。2021 年に出された IAEA の SSG-61 の策定過程で、米国の FSAR をどのように汎用化すべきか議論されたので、欧州やそれ以外の国々の意見や議論の経緯も調査してほしい。【関村部会長】
 - ➔ 安全性向上評価の届出書は書類作成が非常に大変で、その中で本当の意味で原子炉の安全性を向上するために役立つ内容がどれだけあるのかが、問題意識の核心かと思う。不要なものは削って、書類作成を省力化した上で、真に重要な部分をしっかり抽出して、安全性の向上につながるためのやり方というのはどういうものかということに、フォーカスした議論をしていただくのが大事。先生方が発言された重点化も、まさにそういう意味だと受け止めた。【黒川課長】
- 総合的な評価は、FSAR と PSR の議論をまとめた結果として、事業者自らが重要と考える点や対策を記載するものであって、この届出のポイントであり、ベースとなる FSAR と PSR の在り方を総合化するものだ。これをうまく引き出すためにどのように重点化、効率化していくかが重要。【関村部会長】

<論点3 「設計の古さ」への対応>

- unknown-unknowns は非常に大事で、この unknown-unknowns がないかを事業者と規制当局双方で意識し、こういった抜けがないかお互いに議論するということは、ぜひ実現していただきたいと思う一方で、やはり規制側と被規制側ということを考えると、この相互に確認して議論をしていくことは、難しいのではないか。原子力規制庁の現状の認識を教えてください。【高橋審査委員】
 - ➔ 我々と事業者の関係は、規制当局と被規制者なので、原子力技術者同士としてフラットな議論ができているとは、およそ言い難いのではないか。審査の場面ではやむを

得ないが、欠けを見つける部分の議論はそれではいけないので、どうやってその議論をやっていくのかというのが、大きな課題だと認識。【黒川課長】

- 自主的な取組や、設計の古さが特定の炉において議論され、労力に対しても十分効果のある対策が考えられたときに、その対策を他の炉に対して適用するととても大変な取組になってしまうというケースがありうる。事業者が現場で設計の古さや安全性向上の取組に最初に気づいたときに、大きな負担を伴ってでも届出するモチベーションを高める仕組みを作ることが大事だと感じたが、考えがあれば聞きたい。【山路審査委員】
 - ➔ 非常に難しいところ。事業者は熱心、真面目であるため、改善すべきところは改善する一方で、やりたくないところは上手くそういう風に作るというところがある。本当はやりたくないと言いたいが、技術者としてやはりやらざるを得ないというのを正直に吐き出してもらってモチベーションがこの仕組みにはなく、出した者負けみたいなどころがあり、そこをどう上手く抽出するのか悩んでいる。【黒川課長】
- 非物理的なものの例にあるスペアパーツのサプライチェーンの管理について、差分を見ていった思想が違った場合など、ある部品は古くなって新しい物に変えたときに、それがきちんと代替として動くのかどうかという調査も、今後必要。【吉橋審査委員】
- 「ベンチマークを既設の発電用原子炉ごとに行い、差分を抽出」とあるが、「対象となる最新の炉型」とは何か。「対象となる最新の炉型」は本当に全ての面で完璧で最新なのか。【黒崎審査委員】
 - ➔ 例えば BWR や PWR のような炉型の違いがあり、現実的に比較できるものとしては最新の炉型が選びやすい。それが完璧とは思わないが、世代が変わるごとに安全性が向上しましたというのが繰り返され、40 年前につくったものと一番新しいものを比べるとここが大きく違う、というようなところがあるのではないか。【黒川課長】
- 非物理的なものを設計思想という言葉で説明されているが、そもそも定義が難しい設計思想というのが明文化されてない限り、設計思想の差異を 5 年後、10 年後に議論するのはかなり難しい。設計思想というのは、企業としての基本方針と設計方針などの中間に位置付けられる、ある程度具体的なものではないか。設計思想とはアーキテクチャー、デザイン、フィロソフィーといった言葉で表されるかもしれないが、設計思想そのものを提示しないと、議論が抽象的になり、規制側としても、社会的・政治的な状況に影響を受けるなど場当たりの対応になってしまう恐れがある。設計思想の差異を考えるのであれば、やはり設計思想というのをしっかり明文化することが必要。

差分ということも、技術情報検討会は、中身はもちろん、積極的に色々なものを出して、丁寧に議論をして、実験的な場として非常に成功していると思う。例えば省エネ機器はトプラランナー基準を設けている。省エネ機器とプラントを単純に比較はできないが、安全性向上評価の届出をして終わりではなく、事業者ごとに切磋琢磨して競争してもらおうというもある。

米国の例が参考になったが、米国は、公聴会で地元の意見をよく聞いたり、ACRS が関わったりという丁寧なやり取りがあるからこそ、個別のプラント、あるいは個別の地方、地域での議論ができると思う。そのような取組もセットで米国を参考に、各原子炉に同じ規制を求めるべきかどうかという議論もあると思う。【勝田審査委員】
- 物理的なものはある程度チェックできるが、非物理的な劣化をどう捉え、どういうふうに

事業者が評価をしていくかということに正解がない。また、非物理的な劣化の中に人の要因というのがどの程度入っているのかが気になる。古いものを運転するということは、新型の炉では要求されないような運転員の様々な知識・経験、そこからの気づきというものが必要になる場合も多いのではないか。これをアップデートするだけでなく、次世代に継承することが、安全文化の醸成にもつながると思う。【吉田審査委員】

→ この点は IAEA の SSG-25 の中にかなり明確に書かれているので、課題として整理していただきたい。知識や規格、規制の旧式化 (obsolescence) という観点も含めて説明を深めていけばいいのではないか【関村部会長】

- リスクインフォームドやパフォーマンスベースドという新しい概念に基づいた規制を行う中で、規制基準や審査のやり方の古さも含めた設計の古さについても議論してほしい。【高田審査委員】
- まず差分の抽出を行うのは良いが、差分だけに注目し過ぎると、差分をできるだけなくしていこうという方向でしか動かず、コストパフォーマンスの悪いところに注力していくおそれがある。設計の古さへどう対応するかというときに、クライテリアとインデックスを、哲学、フィロソフィーと一緒に明示して、運用を進めてほしい。【芳原審査委員】
- 新しいプラントとの差分を出した結果、そこに近づけなさいというふうなプレッシャーが発生する可能性があると思うので、差分の使い方も一緒に議論していくことが大事。論点 2 とも関わるが、外国との比較では、文化や体制が国によって全く違うので、ある程度参考にしつつも、日本はこうあるべきだという哲学も明確に示しながら議論していただきたい。安全性向上評価について、何が一番大事か、事業者は何を示したらいいのか、我々は何をして国民を守りたいのかを、しっかり議論できる場面をつくってほしい。また、電力事業者の中でも、届出書作成に関与する人といない人がいるので、これが共有されているかどうか、事業者に聞いておいてほしい。【長崎審査委員】
- SSG-25 や原子力学会標準を作った際に、将来この炉ではどういうことが課題になり得るのか、それに対してどのように対処していくのかというところが、定期安全レビュー (PSR) のポイントということで議論を進めた。それを率先してやったのはスウェーデン。北欧の定期安全レビューは、今までのデータを見て何が足りないのかではなくて、これからの 10 年どういうことをやっていくべきか、だからこそ事業者の意思というのが明確に決断されなくてはいけないということも含めた議論をして、SSG-25 に盛り込んだ。ペリオディック (定期的な) セーフティレビューではなく、プロアクティブ (積極的な) セーフティレビューという言い方で英文名を提示することになった原子力学会標準は、まさにそのフィロソフィーを世界に先駆けて実践してきたので、ぜひそこを取り込んでいただきたい。そこ設計の古さ、あるいは差分という考え方がどれだけ整合性があるのか、これについては改めて議論が必要。【関村部会長】

<原子力規制委員会との意見交換について>

- 原子力規制委員会から、ぜひ両会長と意見交換をしたいという意見があった。一つは炉安審・燃安審での審議の状況をお聞きしたいということで、もう一つは、その審議に先立って、原子力規制委員会側の意向を早めに伝えたいということがあると思う。今日、少し絞られた論点もあるし、宿題をいただいた論点などもあるという状況を、事務局から

原子力規制委員会に報告するので、その際改めてこういう状況で両会長と意見交換をするか、あるいはもう少し議論が絞られるのを待ってから意見交換をするか規制委員会側の意向を確認したい。それに先立って、関村会長あるいは山本会長から、特段のお考えがあればお聞きして、原子力規制委員会側にお伝えしたい。【市村技監】

- 今日の議論では、少なくとも炉安審・燃安審の中では、それほどかみ合わない議論にはなっていなかった。一方で、論点が色々あることと、例えば先ほど差分という言葉について議論もあったが、この炉安審・燃安審として受け取っている差分というもののイメージと原子力規制委員会のイメージとが合っているかどうか、はっきりしないところがあるので、意見の齟齬が生じないように丁寧なコミュニケーションを取るためにも、原子力規制委員会との意見交換を行ったほうがよいのではないかと考える。【山本部会長】
- コミュニケーションを深めていくということと、論点やそれに対してどのような意見があるかも含めて共有することが重要。設計の古さという言葉だけで理解しようとすると制約があるので、その制約も外していただけるか。また、差分ということに関しての理解は、設計の古さというのをどう捉えていくかというところに依存しているので、言葉に依存したものであってはいけない。それらも含めて議論を深めていけるのであれば、早い段階も含めて規制委員会と意見交換することはあり得る。【関村部会長】
- 今日の議論、それから両会長の御意向も含めて原子力規制委員会に報告し、判断をいただいて、その結果を両会長にお話させていただきたい。【市村技監】

(2) 原子力規制検査について

原子力規制庁から、資料に基づき、令和4年度第4四半期の実績、令和4年度の総合的な評定、令和5年度第1四半期の実績、関西電力高浜発電所3号機における令和5年度第1四半期の安全実績指標の結果を踏まえた対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出について説明した後、審議があった。

(審査委員からの主なコメントと原子力規制庁の回答)

- 玄海原子力発電所3号機の不適切な点検計画表の管理によるB安全補機室冷却ユニット定期事業者検査実施時期の超過及び原子力規制委員会への誤った報告について、具体的な原因は、故意なのか、過失なのか、どうしてこのような案件が発生してしまったのかを含め説明をしていただきたい。【勝田審査委員】
 - ➔ この案件が意図的であれば悪質だが、当庁の検査官が確認したところ、過失とのことだった。また、第16保全サイクルの定事検時において、異常は確認されていないことから、第13保全サイクルから第16保全サイクル開始までの間においては技術基準を満足していたものと考えられ、原子力安全の維持に与える影響はないとし、検査指摘事項に該当しないと判断した。【武山課長】
- 二つコメントがあり、一つ目は、検査結果の総合的な評定の中に3S(原子力安全、核セキュリティ、保障措置)の調和の分析を追加してほしい。例えば原子力安全の検査の指摘事項が、核セキュリティ、保障措置に影響がなかったか等を追記してほしい。二つ目は、検査指摘事項については共通要因があるのかという分析や、共通要因が抽出された場合は規制要求の見直しのようなものがあれば、総合的評定の中にいれて頂き

たい。【宇根崎委員】

→ 一つ目のご指摘については、法律上はいわゆる保安措置、防護措置について検査対象となっている。保障措置に関連する事象があった場合については当庁関連部署側に連絡して処理するなど、原子力規制庁の中で連携をとっている。また、事業者の間でも連携がされているのかを注意深く見ていきたいと考えている。

二つ目の指摘事項があったときの分析については、重要度評価が緑の場合、事業者が自ら改善を行うこととなっている。重要度評価が白以上の場合、事業者に対して、指摘事項の分析を行うように能動的に働きかける形としている。総合的評価においては、事業者の改善活動が行われているかどうかを原子力規制庁側で確認した上で評価をすることになる。【武山課長】

- 関西電高浜発電所3号機における令和5年度第1四半期の安全実績指標の結果を踏まえた対応区分の変更及び追加検査の実施に係る通知の発出において、重大事故等対処設備（以下「SA 設備」という。）における運転上の制限から逸脱する件数が4件となり安全実績指標が「白」となった件について、手続きについては問題ないと思うが、SA 設備の運転上の制限からの逸脱がパフォーマンス劣化の観点からどういう意味があるのか議論する余地があるので、次回以降の炉安審・燃安審で議論の場を調整してほしい。【山本部会長】

→ SA 設備における運転上の制限についても、事業者が見直しの活動をしており、原子力規制庁でも進捗を観察している状態であるため、進捗状況を今後説明したいと考えている。【武山課長】

(3) 国内外で発生した事故・トラブル及び海外の規制動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応について

原子力規制庁から、資料に基づき、第59回技術情報検討会の結果報告として、以下を報告した。

- ① 安全研究及び学術的な調査・研究から得られる最新知見
 - ・航空機落下事故に関するデータについて
- ② 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ(2023年版)」から得られた知見について
 - ・シビアアクシデント時の Cs-137 移動メカニズムについての考察
 - ・落下炉心の挙動と原子炉格納容器への影響
- ③ 国内外の原子力施設の事故・トラブル情報
 - ・火災回路解析に関する米国調査結果
 - ・PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに関する事業者の検討から得られた知見(速報)
 - ・非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験に関する事業者の対応方針と国外調査結果の概要

(審査委員からいただいた主なコメントと原子力規制庁からの回答)

- 国内外の原子力施設の事故・トラブル情報の PWR1 次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに関する事業者の検討から得られた知見について、原子力エネルギー協議会から様々な新知見が報告されたが、これに関しての計画はどのくらいのスパンで追っていく予定となっているのか、また、いつ頃完了するのか。【芳原審査委員】
 - 当初スタートしたときから 5 年計画になっており、進捗を 1 年に 1 回程度把握する運用としている。【佐々木調整官】
 - 2025 年度に完了予定となっている。【小嶋統括調査官】
- 原子力エネルギー協議会の取組に関して、発生メカニズムという観点で議論を深めたことで新知見が出てきているが、次のステップとして、健全性評価、検査技術をどのようにしていくか、例えば規格基準に関する検討はこの中に含まれている、原子力エネルギー協議会がステップを踏みながらやっていくことに対して、技術情報検討会はどのようにアプローチをし、原子力規制庁としてどのように考えているか。【関村部会長】
 - 当初より、原子力規制庁としてどういうことを気にしているのか意見交換を行い、検査技術についてもコメントしている。今後、健全性評価という点で進展評価に関する検討も行われるが、将来的にはそれを維持規格に導入し、技術評価を希望することになるので、このような形で規制の中に取り込まれていくと認識している。【佐々木調整官】
- 非常用ディーゼル発電機の 24 時間連続運転試験に関する事業者の対応方針と国外調査結果について、事業者側と規制側で方向性若しくは考え方の違いが出ていると感じた。公開で意見聴取をすることになっているが、現在の状況は。【中島審査委員】
 - 次期は未定だが、今後実施する予定。【佐々木調整官】

(4) その他

- 原子力規制庁内の検査官で経験豊富な方の意見というのは、どれくらい集約される機会を持たれているのか。【芳原審査委員】
 - 原子力規制庁の中には、資格制度というのがあり、検査官、審査官等の分野で、基本、中級、上級というように習熟度に応じた資格を与えている。この資格を取るためには、研修の受講、情報共有、現場での実務実績等を積み重ねて、それぞれステップアップしていくことになる。また、検査官が様々な情報交換をしている。例えば、検査官会議で四半期の取りまとめをする前に、全国の検査官が、相当な時間をかけて、インターネットもしくは物理的な対面の会合を持って意見交換を行う等、様々な取組を通じて経験豊富な検査官の意見を集約し、検査官の能力向上や習熟を高めていく取り組みを実施しているところである。【市村技監】

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の 調査審議事項

1. 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 令和2（2020）年1月に実施されたIRRS（IAEAの総合規制評価サービス）のフォローアップミッションの結論（輸送に係る結論を含む）を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。
3. 令和2（2020）年4月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。
4. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づき発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について、制度のあり方や運用の見直しについて助言を行うこと。まず、現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告すること。
5. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
（原子炉安全専門審査会への指示）
6. 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
（核燃料安全専門審査会への指示）
7. 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
8. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。